

令和 6 年度いわき市市民公益活動団体支援事業
業務委託仕様書

1 目的

市民公益活動団体と連携・協働しながら市民公益活動の活性化に必要な支援策を行う。

2 業務委託の名称

令和 6 年度いわき市市民公益活動団体支援事業業務委託

3 業務委託の期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日

4 事業の実施内容等

(1) 実施内容

① スタートアップ講座

市内の大学及び高校等の学生を対象として、市内で市民公益活動を実践している者から、活動をはじめたきっかけや活動内容の講和などを通して、学生が市民公益活動に興味関心を持つ内容の講座を行う。

② 各種研修会の開催

市民公益活動に関する研修や市民公益活動団体がそれぞれの設立段階により生じる課題解決につながる研修会を行う。

③ 事例発表会

他団体・企業との協働により事業を実施している団体など、その活動が他の参考となるような団体における事業成果を共有するための発表会を行う。

④ 交流会の開催

市民公益活動団体や企業等の相互交流を推進するための交流会を行う。

⑤ 情報発信

市民公益活動を広く市民に理解してもらうとともに、今後活動を担う学生が活動に参加するきっかけづくりとなるよう、市民公益活動や各団体の紹介などを掲載したガイドブックを作成し、情報発信を行う

⑥ その他

市民公益活動を推進すると認められる事業を行う。

(2) 実施対象及び人数

市内の NPO・ボランティア団体及びまちづくりに興味のある者。

各種研修会の対象人数は、各内容とも 50 名程度とする。

また、事業発表会、交流会については、100 名程度が参加できる会場とする。

(3) 実施日程

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日の間で参加者が参加しやすい日程（曜日・時間）を選定し、開催すること。

(4) 実施場所 いわき市内

(5) 回 数	スタートアップ講座	6 回
	各種研修会	3 回
	事例発表会	1 回
	交流会	2 回
	情報発信	1 回

(6) 受講・参加料等

原則、無料とする。ただし、交流会等において飲食等をプログラムに盛り込む場合には、食費等に相当する部分については参加料を徴取するものとする。

なお、参加料については、事前に市と協議するものとする。

5 提出書類

受託者は、次の各号に掲げる書類を市が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 完了届

6 成果品

受託者は委託事業及び委託契約終了後に次に掲げるものを成果品として、市へ提出しなければならない。

(1) 事業終了後

- ① 事業報告書（事業内容が把握できるもの） 1 部
- ② 資 料（事業で参加者に配布するもの） 1 式
- ③ 事業実施風景写真 1 部

(2) 委託業務完了後

- ① 業務完了報告書 1 部
（事業報告書をまとめた資料に参加者アンケートなどを分析し、事業効果の検証を加えたもの）

7 その他

- ・この仕様書に定めのない事項、及びこの仕様書に定める業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、市と受託者双方協議のうえ、別途決定するものとする。
- ・提案に当たっては、妥当性があり、実現可能なものとなるよう十分精査すること。
- ・業務の各過程においては、市と十分な協議、連携の上、行うこと。
- ・市は業務期間中、業務の進捗状況について、随時報告を求めることができるものとする。